1807　ペルオキシ二硫酸ジアンモニウムを開始剤とする、２―エチルヘキシル＝プロパ―２―エノアート・エテニルベンゼン・ブチル＝プロパ―２―エノアート・ブチル＝２―メチルプロパ―２―エノアート・プロパ―２―エンアミド・（プロパ―１―エン―２―イル）ベンゼン・プロパ―２―エン酸共重合物のナトリウム塩（分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)―4209

1808　ペルオキシ二硫酸ジアンモニウムを開始剤とする、２―エチルヘキシル＝プロパ―２―エノアート・エテニルベンゼン・ブチル＝２―メチルプロパ―２―エノアート・プロパ―２―エンアミド・（プロパ―１―エン―２―イル）ベンゼン・２―メチルプロパ―２―エン酸共重合物のナトリウム塩（酸に不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)―4210

1809　*tert*―ブチル＝２―エチルヘキサンペルオキソアートを開始剤とする、エテニルベンゼン・（２*Z*）―ブタ―２―エン二酸共重合物のアンモニウム塩（分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)―4211

1810　ナトリウム＝２―メチルプロパ―２―エノアート・プロパ―２―エンアミド共重合物（分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)―4212

1811　ペルオキシ二硫酸ジアンモニウムを開始剤とし、１，１′―（４―メチルペンタ―１―エン―２，４―ジイル）ジベンゼンを連鎖移動剤とする、α―[(アルキル（Ｃ＝９、分枝型))(プロペン―１―イル)フェニル]―ω―ヒドロキシポリ（オキシエタン―１，２―ジイル）・エテニルベンゼン・ナトリウム＝４―エテニルベンゼン―１―スルホナート・プロパ―２―エン酸・２―メチルプロパ―２―エン酸・メチル＝２―メチルプロパ―２―エノアート共重合物のナトリウム塩（分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(7)―4071

1812　末端にドデシルスルファニル基を有する、シクロヘキシル＝２―メチルプロパ―２―エノアート・２―メチルプロパ―２―エン酸共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)―4213

1813　イソシアナト[(イソシアナトフェニル）メチル]ベンゼン・２―ヒドロキシプロピル＝２―メチルプロパ―２―エノアート・α―ヒドロ―ω―ヒドロキシポリ[オキシ(メチルエタン―１，２―ジイル)]・α―ヒドロ―ω―[(プロパ―２―エン―１―イル）オキシ]ポリ（オキシエタン―１，２―ジイル）重付加物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(7)―4072

1814　アルキル（Ｃ＝９）＝プロパ―２―エノアート・ドデシル＝プロパ―２―エノアート・２―ヒドロキシエチル＝プロパ―２―エノアート共重合物と２―イソシアナトエチル＝２―メチルプロパ―２―エノアートの付加反応生成物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)―4214

1815　アルキル（Ｃ＝９）＝プロパ―２―エノアート・２―ヒドロキシエチル＝プロパ―２―エノアート共重合物と２―イソシアナトエチル＝２―メチルプロパ―２―エノアートの付加反応生成物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)―4215

1816　硫黄と*N*―[(１，３―ベンゾチアアゾール―２―イル）スルファニル]―２―メチルプロパン―２―アミンと(２―メチルブタ―１，３―ジエン・２―メチルプロパ―１―エン共重合物）の反応生成物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)―4216

1817　硫黄と10，10，21，21―テトラエトキシ―９，22―ジオキサ―14，15，16，17―テトラチア―10，21―ジシラトリアコンタンと*N*―[(１，３―ベンゾチアアゾール―２―イル）スルファニル]―２―メチルプロパン―２―アミンと（２―メチルブタ―１，３―ジエン・２―メチルプロパ―１―エン共重合物）の反応生成物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)―4217

1818　硫黄と（５―エチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプタ―２―エン・エテン・プロペン共重合物）と10，10，21，21―テトラエトキシ―９，22―ジオキサ―14，15，16，17―テトラチア―10，21―ジシラトリアコンタンと*N*―[(１，３―ベンゾチアアゾール―２―イル）スルファニル]―２―メチルプロパン―２―アミンの反応生成物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)―4218

1819　２―ヒドロキシエチル＝２―メチルプロパ―２―エノアート・２―(２―ヒドロキシエトキシ)エチル＝２―メチルプロパ―２―エノアート・(メチル＝２―メチルプロパ―２―エノアート重合物)・２―メトキシエチル＝プロパ―２―エノアート共重合物（水及び酸に不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)―4219

1820　{４―[(ジフェニルホスホリル）メチル]ベンジル}(オキソ)(ジフェニル）―λ^{5}―ホスファン　(3)―4760

1821　２―エチルヘキシル＝スルファニルアセタートを連鎖移動剤とする、エチル＝プロパ―２―エノアート・２―メチルプロパ―２―エン酸・メチル＝２―メチルプロパ―２―エノアート共重合物　(6)―4220

1822　２―［４―（２―ヒドロキシエチル)ピペラジン―１―イル]エタン―１―スルホン酸　(5)―7147

この告示により公示する新規化学物質のうち、次に掲げるものは、法第２条第８項各号のいずれかに該当するとして判定をしたものである。

整理番号

(5)―7139、(6)―4161、(2)―4319、(2)―4324、(5)―7143及び(5)―7146

官庁報告

官庁事項

人事院公示第19号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）別表第３国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項ロ、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第１号ロ(2)及び第２号ロ(2)並びに同表財務専門官採用試験の項ロ(2)の規定に基づき、平成23年人事院公示第18号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年７月31日

人事院総裁　川本　裕子